

契 約 の 内 容

契 約 年 月 日	令和7年6月5日
契 約 業 者 名	株式会社唯設計
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区西麻布2-11-2
業 務 の 名 称	川越少年刑務所炊場棟設計その2業務
業 務 場 所	埼玉県川越市南大塚6-40-1
業 務 区 分	建築関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要	実施設計業務
業務期間(自)～(至)	令和7年6月6日～令和8年3月31日
契 約 金 額	¥10,340,000

随意契約理由書

契約業者名：株式会社唯設計

業務の名称：川越少年刑務所炊場棟設計その2業務

随意契約理由：

本件業務は、令和7年3月から令和8年3月にかけて新営工事を予定している川越少年刑務所炊場棟新営工事を円滑に実施することを目的として、工事の施工者や工事監理業務の受注者に対し、同工事に係る川越少年刑務所炊場棟実施設計業務（以下「原設計業務」という。）の設計意図を正確に伝えるための質疑応答・説明及び工事材料・設備機器等の選定に関する検討・報告等を実施する設計意図伝達業務であり、原設計業務と密接不可分の関係であるとともに建築の品質を確保する上で重要な業務である。

そのため、本件業務を適切に行うためには、設計図書では完全に表現できない性質の情報を含め、本件業務の内容を熟知し、詳細な設計情報に精通している必要があり、原設計業務の受注者である株式会社唯設計（以下「当初設計者」という。）以外の者が本件業務を行うことは現実的に極めて困難である。また、当初設計者以外の者が本件業務を行った場合、適切な設計意図伝達が行われず品質の低下を招くことも懸念される。

以上のことを考慮し、当初設計者を契約の相手方に特定したもの。

（会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号）

予定価格調書

金10,439,000円

（うち消費税相当額 949,000円）

（入札書比較参考額 9,490,000円）

ただし、川越少年刑務所炊場棟設計その2業務

令和7年5月19日

支出負担行為担当官

法務省大臣官房施設課長 細川隆夫



契約締結前：機密性3情報
契約締結後：機密性1情報

予 定 価 格 積 算 内 訳 書

業務名 川越少年刑務所炊場棟設計その2業務

法務省大臣官房施設課

業務内訳書

直接人件費	一式	3,929,250
諸経費	一式	4,322,175
技術料等経費	一式	1,230,765
特別経費	一式	7,810
<hr/>		
業務価格	一式	9,490,000
<hr/>		
計画通知申請料 (非課税)	一式	0
<hr/>		
消費税等相当額		949,000
<hr/>		
業務費	一式	10,439,000

科目内訳書

No	名称	数量	直接人件費 (円)	備考
1	設計業務等委託料	一式	3,929,250	
計			3,929,250	